

## 中央浄化センターほか運転維持管理業務公募型プロポーザル実施要項

### 1. 目的

本要項は、「中央浄化センターほか運転維持管理業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 中央浄化センターほか運転維持管理業務委託
- (2) 業務内容 中央浄化センター、長門石中継ポンプ場、櫛原中継ポンプ場、宮ノ陣中継ポンプ場、若松中継ポンプ場、小森野中継ポンプ場、篠山排水ポンプ場及びマンホールポンプ場61箇所の維持管理に係る業務（詳細は「中央浄化センターほか運転維持管理業務委託仕様書」を参照のこと。）
- (3) 業務期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市津福本町 外

### 3. 見積金額の上限及び下限

- (1) 見積金額の上限 1,144,970,000 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
- (2) 見積金額の下限 858,727,500 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）

### 4. 実施形式 公募型

### 5. スケジュール

令和3年 9月 1日 (水)	公募開始
令和3年 9月10日 (金)	参加申込書等の提出締切
令和3年 9月14日 (火) 【予定】	資格審査の結果通知
令和3年 9月21日 (火)	質問書受付締切
令和3年 9月30日 (木)	質問書に対する回答
令和3年10月 5日 (火)	企画提案書等の作成に必要な資料の閲覧期限
令和3年10月 5日 (火)	企画提案書等の提出締切
令和3年11月 1日 (月) 【未定】	プレゼンテーションの実施
令和3年11月16日 (火) 【未定】	審査結果通知の送付
令和3年12月 3日 (金) 頃	契約締結

※スケジュールは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により変更する場合があります。

### 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、参加申込書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者（入札等権限を委任する場合は受任者）の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。

所在地区分		税区分	
		税目	
県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	

- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状

態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 九州地区に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (9) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に基づき下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (10) 一般社団法人日本下水道施設管理業協会の正会員であること。
- (11) 参加申込書の提出締切の日から過去10年以内に、官公庁等発注の下水道法（昭和33年法律第79号）上の「終末処理場」のうち、処理施設能力が60,000m<sup>3</sup>/日以上（中央浄化センターの現有処理能力を考慮）の常駐で24時間連続して運転操作監視業務を行っている処理場施設に係る維持管理業務を、元請として2年以上継続して実施した実績を有すること。

## 7. 質疑・応答

### (1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式-1）を電子メールに添付して、「18. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること（土日祝日を除く）。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

### (2) 期限

令和3年9月21日（火）午後5時15分まで（必着）

### (3) 回答方法

令和3年9月30日（木）までに、質問書に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

## 8. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式-2） 1部

#### 【添付書類】

- i 役員等調書及び照会承諾書（様式-3）
- ii 登記事項全部証明書（参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたもの）
- iii 納税等証明書（参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたもの）下記参照
- iv 下水処理場維持管理業務の受注実績を示す契約書、仕様書等の写し（6. 参加資格(11)を証明するもの）

イ 団体概要（様式-4） 1部

#### 【添付書類】

- i 直近2ヶ年度分の決算関係書類の写し（貸借対照表及び損益計算書又は決算書）
- ii 定款、規約等
- iii 下水処理場維持管理業務の受注実績を示す契約書、仕様書等の写し（団体概要（様式-4））に記入する「⑧受注実績」を証明するもの

ウ 企画提案書（様式-5） 19部（「11. 企画提案書作成方法」を参照）

エ 価格提案書（様式-6） 1部

長形3号の封筒に入れ、印鑑で封筒の綴じ目3箇所封印をして提出すること

オ 委任状（様式-7） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

[納税等証明書]

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分		税区分		納税等証明書
			税目	
	県外	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）
	市外かつ 県内	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込書、オ 委任状については、

令和3年9月1日（水）から令和3年9月10日（金）（土日祝日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

イ 団体概要、ウ 企画提案書、エ 価格提案書については、

令和3年10月1日（金）から令和3年10月5日（火）（土日祝日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

（プロポーザル参加資格を有すると認められた者のみ提出すること。）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 参加資格審査結果の通知

参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類をもとに、参加資格を審査する。参加資格審査の結果は、令和3年9月14日（火）以降に、参加資格審査結果通知書（様式-8）により参加申込事業者へ郵送にて通知するものとする。

10. 資料の閲覧

希望者に対して日時を指定し、企画提案書等の作成のために必要な各種資料の閲覧を実施する。なお、指定日時以外の資料の閲覧は認めない。

(1) 閲覧期間

令和3年10月 5日（火）まで

(2) 閲覧場所

福岡県久留米市津福本町 2241

久留米市企業局上下水道部 下水道施設課（中央浄化センター）

(3) 閲覧人数

2名以内

(4) 閲覧提供資料等

ア 各種報告書及び帳票類

(5) 閲覧申込方法

閲覧申込書（様式-10）に必要事項を記載のうえ、電子メールに添付して、「18 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。

(6) 留意事項

- ア 閲覧希望日が複数の参加事業者で重複した場合等は、事務局にて調整のうえ、指定日時を連絡することとする。
- イ 資料の閲覧は、中央浄化センター内の指定された場所でのみ可能とし、指定の場所以外への閲覧資料の持ち出しを一切禁止する。
- ウ 閲覧資料の一部又は全部について、複製することを一切禁止する。
- エ 資料の閲覧において知り得た情報は、他に漏らしてはならない。

## 1 1. 企画提案書作成方法

### (1) 様式等の形式

- ア 表紙 「中央浄化センターほか運転維持管理業務企画提案書」と記載（様式－5）
- イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ
- ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
- エ 提出部数 19部（正1部、副18部）。副18部は会社名を除く。  
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し2枚提出。
- オ 制限枚数 表紙及び目次を除き、16ページ以内とする。

### (2) 構成とポイント

- ア 提案書は、下表に示す構成とすること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

構成	ポイント
1. 維持管理業務の基本方針	本市の仕様書を踏まえた業務の実施方針、目標、手順等を記載のこと。
2. 業務遂行体制（有資格者・経験者）	業務を的確に実施するための人員配置（通常及び緊急時）、担当者の経験年数・資格等について記載のこと。
3. 危機管理対応の考え方	大雨等災害、事故等の発生を防止する対策、業務を中断せざるを得ない状況等が発生した場合の応急対応、迅速かつ的確に復旧作業を行う場合の手法等について記載のこと。
4. 施設の保守管理	効率的で安定的な設備機能維持を可能とする保守点検・故障対応（修繕）の取組方法を記載のこと。
5. 人材育成	職員の技術・技能・知識向上のための研修及び講習会等の実施・参加計画について記載のこと。
6. 地元雇用及び地場企業の活用	地元雇用についての考え方、業務委託や修繕材料購入等における地場企業の活用に関する取組方法を記載のこと。
7. 安全衛生管理	本社組織と現場の連携体制について、また、安全衛生活動について具体的な活動内容・回数等を記載のこと。
8. 創意工夫、効率化	着眼点・実施内容・効果等について記載のこと。

## 1 2. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によってはプレゼンテーションを中止し、書面のみによる審査となる場合がある。

(1) プレゼンテーション実施日

令和3年11月 1日(月) 【未定】

(2) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 20分

(4) 質疑応答 15分

(5) 参加人数 3人以内(うち1名は本業務の統括責任者とする)

(6) 評価基準

ア 評価項目及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は、次のとおりとする。

	評価項目	評価内容	配点
企画提案	1. 維持管理業務の基本方針	業務目的、内容、実施条件等を理解し、効果的かつ経済的な運転管理を実現するための実施方針が示されているか。	7点
	2. 業務遂行体制(有資格者・経験者)	業務遂行に関する人員配置体制(通常及び緊急時)は充実しているか。また、本業務履行に必要な有資格者の配置がなされているか。担当者の経験年数は適切か。	7点
	3. 危機管理対応の考え方	大雨等災害、事故等による被害防止のための対策、被害を最小限に抑えるための応急対応、復旧作業の手法は迅速かつ的確か。	6点
	4. 施設の保守管理	日常点検、巡回点検、定期点検の実施頻度及び点検内容が適切か。また、異常時・故障時における対応が適切か。	6点
	5. 人材育成	職位や経験年数ごとの研修、講習会の実施時期・目的・内容等は適切か。	6点
	6. 地元雇用及び地場企業の活用	地元雇用を優先しているか。業務履行に際し、必要となる資材や業務委託について地場企業を活用しているか。	6点
	7. 安全衛生管理	安全衛生組織体制・活動方針・安全衛生活動の内容、回数が適切か。	6点
	8. 創意工夫、効率化	仕様書以外の内容で、本市にとって有益な提案か。	6点

	小計		50点
	評価点 (配点×評価値)		250点
業務実績	1. 団体の評価	営業成績、財務状態、経営成績	60点
	2. 下水処理場の受注実績	下水処理場の受注状況	40点
	小計		100点
価格提案		配点× $\frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}}$	150点
総合計点			500点

イ 採点基準及び評価点の算出方法

各評価者の評価点を、以下のとおり算定する。

① 企画提案

- 各評価項目の評価点は次による。

評価点＝配点×評価値

評価基準	評価値
優れている	5
やや優れている	4
普通 (通常想定される程度)	3
やや劣る	2
劣る	1

②-1 業務実績 (団体の評価)

- 本評価項目の評価点は次表「i～iii」で得られた得点の合計点とする。

i 営業成績 (投資した総資本の効率)

総資本経常利益率	得点
10%以上	20点
5%以上10%未満	15点
5%未満	10点

ii 財務状態 (安全性：貸借対照表より)

自己資本比率	得点
50%以上	20点
30%以上50%未満	15点
30%未満	10点

iii 経営成績 (収益性：損益計算書より)

収益性	得点
2年純利益の場合	20点
1年純利益の場合	10点
その他の場合	0点

②-2 業務実績 (下水処理場の受注実績)

- 本評価項目の評価点は、次表で得られた得点とする。なお、下水処理場の受注実績は

参加申込書提出締切時点で処理能力に関わらず、常駐により24時間連続して運転操作監視業務を行っている下水処理場の箇所数とする。

下水処理施設受注実績	得点
1箇所	25点
2～3箇所	30点
4～5箇所	35点
6箇所以上	40点

### ③ 価格提案

- ・本評価項目の評価点は次による。なお、評価点は小数点第2位を四捨五入するものとする。

評価点＝配点×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）

### ウ 総合点

各評価者がイにより算定した評価点を合計したものとする。

### (7) 留意事項

- ア プレゼンテーションで使用する資料は事前に提出した企画提案書のみとすること。それ以外の資料の使用は一切認めない。
- イ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。
- ウ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名（会社名を判別できる表示を含む。）の記載は行わないこと。

## 1.3. 候補者の選定方法

- (1) 失格者及び企画提案における評価点の合計が満点の6割に達しない者を除いたものうち、総合点が最も高い者から順に候補者として順位付けを行う。
- (2) (1)において、総合点が高同点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者から順に候補者として順位付けを行う。
- (3) (2)において、価格提案書の金額も同額の場合はくじ引きによって順位付けを行う。
- (4) 参加者が1者であっても審査を実施するが、企画提案における評価点の合計が満点の6割に達する者がいない場合には、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等によってはプレゼンテーションを中止し、書面審査のみにより候補者の選定を行う場合がある。

## 1.4. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査（プレゼンテーションを中止した場合は書面審査）を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和3年11月16日（火）【未定】

## 1.5. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 見積金額の上限及び下限」に記載する見積金額の上限を超過した場合または見積金額の下限を下回った場合

## 16. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

## 17. その他

### (1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「18. 問い合わせ先」に提出すること。

### (2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

### (3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (4) 異議申立

申込者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (5) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (6) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

## 18. 問い合わせ先

〒830-0047 福岡県久留米市津福本町 2241

久留米市企業局上下水道部 下水道施設課 中央浄化センター（担当：田中常行、齊藤豪）

電話 0942-39-1155 ファクシミリ 0942-39-1155

電子メールアドレス gesuichu@city.kurume.fukuoka.jp